

齋場予約システム等の導入に関する  
公募型プロポーザル実施要領

令和2年6月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合

## 目次

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 1. 業務概要         | P 1   |
| 2. 参加資格要件及び失格事項 | P 2   |
| 3. 参加表明         | P 4   |
| 4. 質問および回答      | P 5   |
| 5. 企画提案書の提出     | P 6   |
| 6. 審査方法         | P 8   |
| 7. 契約           | P 1 1 |
| 8. その他留意事項      | P 1 2 |
| 9. スケジュール       | P 1 3 |
| 10. 問い合わせ       | P 1 3 |

### 《別紙》

1. 企画提案書記述要領
2. 審査配点表

### 《様式》

- 様式1号 参加表明書
- 様式2号 誓約書
- 様式3号 納入実績表
- 様式4号 プロポーザル参加等に関する質問書
- 様式5号 仕様書等の内容に関する質問書
- 様式6号 企画提案書提出様式
- 様式7号 見積明細書（7-1 及び7-2）
- 様式8号 参加辞退届

## 1. 業務概要

### 1.1 業務名称

斎場予約システム等導入事業

### 1.2 業務概要

佐倉市、四街道市、酒々井町組合葬祭組合（以下「組合」という。）が設置するさくら斎場のWEBを利用した火葬及び施設の予約、施設使用料の自動計算及び施設使用許可書等の発行に係る電子システムを公募型プロポーザルにより導入する。このことにより、今後の火葬件数の増加に対応し、利用者へのサービス向上や斎場運営の業務効率向上を目的とするものである。

### 1.3 業務内容等

業務内容及び実施時期は、次のとおりとする。

| 斎場予約システム等導入事業                              |                   |
|--|-------------------|
| 各種業務内容                                     | 実施時期              |
| ①斎場予約システム等構築業務委託<br>システム構築（カスタマイズ）・導入・検証   | 令和2年8月<br>～令和3年3月 |
| ②斎場予約システム運用・保守業務委託<br>データセンター内におけるシステム運用保守 | 令和3年4月<br>～令和8年3月 |

なお、斎場予約システム運用・保守業務については、仕様書に記述する要求仕様を満たしたデータセンター内に配備し、その利用に係る費用を業務委託費（四半期定額）で支払うこととする。

見積上限額（消費税及び地方消費税を含まない）は、以下のとおりとする。

| 各種業務   | 見積上限額<br>(税抜) |
|--|---------------|
| ①斎場予約システム等構築業務委託<br>・システム構築（カスタマイズ）費<br>・導入、検証、操作研修費等                            | 11,700 千円     |
| ②斎場予約システム運用・保守業務委託<br>・システム利用料(60ヶ月分)<br>・データセンター利用料(60ヶ月分)<br>・システム運用保守費(60ヶ月分) | 10,800 千円     |

費用は、以下のとおり支出するものとする。

| 各種業務               | 支払方法            |
|--------------------|-----------------|
| ①齋場予約システム等構築業務委託   | 業務完了払           |
| ②齋場予約システム運用・保守業務委託 | 四半期定額払<br>(5年間) |

#### 1.4 導入場所

千葉県佐倉市大蛇町790番地4 さくら齋場

## 2. 参加資格要件及び失格事項

### 2.1 参加資格要件

①佐倉市、四街道市又は酒々井町のいずれかの「委託」の大分類「情報処理」に登録している者（公告日現在において、資格者名簿に登録されているもの）

②選考期間中において、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成15年11月1日制定）に基づく指名停止を公告日から企画提案書提出期限日までの間、受けていないものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの及び次の各号に該当しないものであること。

(1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本事業の企画提案書提出期限日前6か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出した者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

- ③同一人が代表者となる法人は、重複して参加をすることができない。
- ④事業協同組合等が参加をする場合は、当該組合等の構成員は単独で参加をすることはできない。
- ⑤本案件において提案する火葬・式場等のWEB予約システムについて、人体炉5基以上かつ式場併設の公営火葬場（広域事務組合等を含む）に納入し、現にこれが利用されていることを証明できること。
- ⑥本公募型プロポーザルに参加する他の参加者との間に、次に示す関係がないこと。

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）または子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社または民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合。
- b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。

## 2.2 失格事項

- ①企画提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- ②企画提案書等の記載が本実施要領の「5.1 企画提案書の構成」及び別紙1「企画提案書記述要領」に適合しないとき。
- ③企画提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ④「1.3 業務内容等」における各業務の見積上限額を上回る見積明細書を提出したとき。
- ⑤「2.1 参加資格要件」を満たしていないことが判明したとき。
- ⑥その他不正な行為があったと組合が認めたとき。

## 3. 参加表明

### 3.1 提出書類

①参加表明書（様式1号）

②定款の写し及び会社のパンフレット

③誓約書（様式2号）

④納入実績表（様式3号）

納入実績表の実績を証明することができる契約書の写しを添付すること。  
契約書の写しが提出できない場合は、納入先より、納入実績を証明する旨の文書（任意様式による）を取得し、添付すること。なお、納入実績の数は審査の配点に含まれる。

### 3.2 提出部数

各1部

※提出に際しては、参加表明書（様式1号）を先頭として、その他すべての書類を「3.1 提出書類」に記載した順番に綴じること。

### 3.3 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土・日・祝日を除く、8時30分から17時00分まで

### 3.4 提出期限

令和2年6月12日（金）17時00分まで

### 3.5 提出場所

〒285-0043

千葉県佐倉市大蛇町790番地4

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 事務局

## 4. 質問および回答

### 4.1 質問の方法

#### ①プロポーザル参加等に関する質問

質問書受付期間中に「プロポーザル参加等に関する質問書（様式4号）」に質問事項を記載のうえ、電子メールにより提出し、到達確認を行うこと。

#### ②仕様書等の内容に関する質問

質問受付期間中に「仕様書等の内容に関する質問書（様式5号）」に質問事項を記載のうえ、電子メールにより提出し、到達確認を行うこと。

### 4.2 質問受付期間

#### ①プロポーザル参加等に関する質問

令和2年6月2日（火）から6月5日（金）正午まで

#### ②仕様書等の内容に関する質問

令和2年6月17日（水）から6月23日（火）正午まで

### 4.3 質問書提出先

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 事務局

電子メールアドレス fune-sakurambo@catv296.ne.jp

#### 4.4 質問の回答方法

①プロポーザルの参加等に関する質問

令和2年6月9日（火）までに、質問者それぞれに回答する。  
（質問のあったメールアドレス宛に回答する）

②仕様書等の内容に関する質問

令和2年6月30日（火）に、組合ホームページに掲載する。

#### 4.5 その他

①質問者の名称等については公表しない。

②審査に関する質問については回答しない。

③原則として、回答後の再質問は認めない。

### 5. 企画提案書の提出

#### 5.1 企画提案書の構成

①体裁

A4判縦長用紙を用いて横書き片面、カラー仕上げで作成し、システム構成図等資料がA3用紙の場合は、A4判に折り込み、作成すること。なお、企画提案書及び付随する各資料については、提案者名（企業名等）は表記しないこと。

②表紙

表紙は、題名に「斎場予約システム等の導入に関する企画提案書」と記述し、提出日も記述すること。

③目次

章、節、項について、目次を作成し、参照先の頁番号を記述すること。

#### ④本編

別紙1「企画提案書記述要領」に従い、以下の点に留意し作成すること。

ア 企画提案書は、情報システム専門家以外の者でも理解できるよう、日本語で十分に分かりやすい記述をすること。また、イメージ図を挿入するなど、より理解しやすくなる工夫をすること。なお、必要に応じて用語解説などを記述すること。

イ 仕様書の内容は、実現必須要件であるため、十分留意すること。

ウ 各種システムの「機能詳細要件」については、各機能の対応方法を記述すること。

エ 各種システムの画面展開図及び簡単な操作説明資料等を企画提案書に添付すること。

オ 本編の各頁には、頁番号を記述すること。

#### ⑤構成

ア 項目番号の付け方は、以下のとおりとする（企画提案書記述要領の項目番号に対応していること）。なお、以下の項目番号で不足が生じる場合や資料構成上でやむを得ない場合は、企画提案者側で適宜設定して差し支えない。

a 章・・・1

b 節・・・1.1

c 項・・・1.1.1

d 以下・・・(1)

イ 文字サイズは10ポイント以上を使用すること。

ウ 企画提案書記述要領に示す小項目ごとに1～2頁以内で要点を明確に記述すること（ただし、各種システムの機能詳細要件は、指定した書式による）。

エ 所定の書式に従っていないなど、提出書類に不備がある場合は、失格とする場合があるので留意すること。

### 5.2 提出書類・部数

#### ①企画提案書

正本1部、副本15部

正本には企画提案書提出様式（様式6号）を添付すること。

#### ②見積明細書（様式7-1及び7-2号） 正本1部

見積明細書の金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

### 5.3 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土・日・祝日を除く8時30分から17時00分まで

### 5.4 提出期限

令和2年7月7日（火）17時00分まで

### 5.5 提出先

〒285-0043

千葉県佐倉市大蛇町790番地4

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合事務局

### 5.6 企画提案の辞退

参加表明後に企画提案を辞退する場合は、「参加辞退届（様式8号）」を持参又は郵送により提出すること。提出期限は、「5.4」と同様とする。

## 6. 審査方法

### 6.1 審査者

審査は、構成市町及び組合職員により構成された「斎場予約システム等の導入に関する公募型プロポーザル審査委員会」により実施する。

○斎場予約システム等の導入に関する公募型プロポーザル審査委員会

| No | 構成   | 職名                     |
|----|------|------------------------|
| 1  | 委員長  | 佐倉市環境部生活環境課長           |
| 2  | 副委員長 | 四街道市環境経済部環境政策課長        |
| 3  | 委員   | 酒々井町経済環境課長             |
| 4  | 〃    | 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 事務局長 |
| 5  | 〃    | 〃 次長                   |
| 6  | 〃    | 〃 総務班長                 |

## 6.2 資格審査

提出書類の内容に基づき、参加資格の有無について審査する。審査結果は令和2年6月17日（水）までに参加表明書に記載された電子メールアドレス宛てに通知する。なお、この審査結果についての異議等は認めない。

## 6.3 プレゼンテーション審査

資格審査を通過した者について、企画提案書の内容についてのプレゼンテーション審査を行う。ただし、応募者多数の場合には、提案書類の内容により、プレゼンテーション審査対象者を5者程度に選考する場合がある。その場合の選考結果は、令和2年7月中旬頃に、全応募者に通知する。

### ①実施予定日

令和2年7月下旬頃（日程は変更される場合があります。）

### ②実施場所

千葉県佐倉市大蛇町790番地4

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室

### ③実施方法

プレゼンテーションは、以下のとおり実施することとする。なお、プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて行うこととし、企画提案書以外の資料の配布は認めない。

1. プレゼンテーションに際しては、企画提案書の内容を改変しないことを原則として、説明部分を集約したものをパワーポイント等で説明することとする。
2. 企画提案書項目「2.1.1 導入システムの全体像」において、各種システム機能概要、利用手順を説明する際は、デモシステム等を用いることとし、システム画面に基づいて実施することとする。
3. 持ち時間（準備等の時間は除く）は30分とする。  
（プレゼンテーション：20分程度、質疑応答10分程度）
4. 説明内容は、企画提案書の項目「2.1.1 導入システムの全体像」「2.2.1 体制及び担当者」「2.2.2 プロジェクト管理」「2.5.1 運用・保守業務」「2.5.2 障害対応」を主に説明すること。

#### ④実施環境

プレゼンテーションに必要な機器（プロジェクタ、スクリーン）は組合が準備する。その他必要なものについては、企画提案者が準備すること。

#### ⑤実施体制

プレゼンテーションは、本業務に配置されるプロジェクトリーダー（プロジェクトの実質的な責任者）及び実務担当者が行うこと（参加人数は3名以内）。

### 6.4 審査方法

総得点（価格点＋技術点）が最も高い企画提案者を優先交渉者とする。各審査項目の配点は、別紙2「審査配点表」のとおりとする。

#### （1）審査概要

提出された企画提案書等について、あらかじめ定められた審査項目、配点に基づいて審査する。価格点（見積額）、技術点（納入実績及び企画提案書の内容）の合計により、総合的に提案内容を審査する。

#### （2）総得点の算出方法

下記のとおり算出する。

$$\boxed{\text{総得点} = \text{価格点} + \text{技術点}}$$

#### （3）価格点の算出方法

下記のとおり算出する。

$$\boxed{\text{価格点} = \text{配点} \times \text{最低見積価格} / \text{見積価格}}$$

※「見積価格」は、当該企画提案者が提示した見積明細書（様式7-1～7-2号）に記載された金額から求めた5年間の総額とする。

※「最低見積価格」は、企画提案者が提示した見積明細書から算出した「見積価格」の中で最も安い額とする。

※価格点は、小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までを有効とする。

#### （4）技術点の算出方法

##### ①納入実績

下記のとおり算出する。

$$\boxed{\text{納入実績} = \text{配点} \times \text{実績数} / \text{最高実績数}}$$

## ②企画提案書

各項目について、本組合が設定した配点の範囲内で採点を実施する。各種システムの機能詳細要件については、各要件の対応方法に基づき、配点の範囲内で採点する。なお、「必須項目」は、業務遂行上最低限必要と考えられる項目であるため、対応不可項目がある場合は、失格とする。

### (5) その他留意事項

①企画提案者が1者のみとなった場合についてもプロポーザルを実施することとするが、本組合が設けた最低点数を下回った場合は交渉者とししない。

②プレゼンテーションに参加できない応募者は、審査の対象外とする。

③優先交渉者の選定にあたり、得点が同点の場合は、見積価格の低い者を上位とする。

## 7. 契約

### (1) 優先交渉者との交渉

本組合と優先交渉者は、提出された企画提案書等を踏まえ協議を行い、詳細な仕様を確定する。優先交渉者と協議が整わない場合は次点交渉者と協議を行う。本組合と優先交渉者との協議の上、仕様が確定した後、予算の範囲内かつ本組合の算出した予定価格の範囲内において契約交渉を行い、随意契約を締結することとする。

### (2) 契約時の仕様

企画提案書の記載事項は、本組合が提示する仕様書と合わせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本組合が判断した場合は、本組合と企画提案者との協議により項目の追加・変更・削除、金額等の変更を行うことがある。

### (3) 損害賠償請求等

企画提案書に記載された事項が履行できなかつたときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

## 8. その他留意事項

- ①提案のための費用は、企画提案者の負担とする。
- ②提出された企画提案書等は返却しない。
- ③各書類の提出期限以降における提出書類の訂正の差し替え及び再提出は認めない。
- ④企画提案書等の作成のために本組合より取得した情報は、本組合の了解なく公表、使用してはならない。
- ⑤企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。
- ⑥応募者1者につき、参加申込み及び提案は1つとする。
- ⑦優先交渉者及び次点交渉者は会社名及び点数を公表する。
- ⑧本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。
- ⑨審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないこととする。  
なお、選定されなかったものについては、選定されなかった理由の説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面（様式自由）により請求すること。

## 9. スケジュール

| 項目                                   | 予定年月日                         |
|--------------------------------------|-------------------------------|
| 実施要領等の公表（公募開始、仕様書等公開）                | 令和2年6月2日(火)                   |
| プロポーザル参加等に関する質問受付期間                  | 令和2年6月2日(火)～<br>令和2年6月5日(金)   |
| プロポーザル参加等に関する質問回答                    | 令和2年6月9日(火)まで                 |
| 参加表明書等提出期限                           | 令和2年6月12日(金)まで                |
| 資格審査結果通知                             | 令和2年6月17日(水)                  |
| 仕様書等の内容に関する質問書受付期間                   | 令和2年6月17日(水)～<br>令和2年6月23日(火) |
| 仕様書等の内容に関する質問回答                      | 令和2年6月30日(火)                  |
| 企画提案書等提出期限<br>参加辞退届の提出期限             | 令和2年7月7日(火)まで                 |
| プレゼンテーション実施通知                        | 令和2年7月中旬                      |
| プレゼンテーション実施                          | 令和2年7月下旬                      |
| 最終審査結果通知                             | 令和2年8月上旬                      |
| 優先交渉者との協議、契約交渉                       | 令和2年8月中旬                      |
| 斎場予約システム等構築業務委託<br>(システム構築、検証、納入等実施) | 令和2年8月下旬～<br>令和3年3月           |
| 斎場予約システム運用・保守業務委託<br>(システム本稼働)       | 令和3年4月                        |

## 10. 問い合わせ

〒285-0043

千葉県佐倉市大蛇町790番地4

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 事務局

電話番号 043-484-0846 (直通)

FAX 043-486-2304

電子メールアドレス fune-sakurambo@catv296.ne.jp